

裁 決 書

審査請求人

住所

氏名

同代理人

住所

氏名

弁護士

上記審査請求人（以下「審査請求人」という。）から平成25年9月17日付けで提起のあった、
福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第24条第1項の規定に基づき平成25年7月25日付けで行った保護申請却下決定処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求について、次のとおり裁決する。

主文

- 1 本件処分を取り消す。
- 2 本件審査請求のうち、保護を開始するとの裁決を求める部分を却下する。

理由

第1 審査請求の趣旨および理由

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、保護を開始するとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

処分庁は、前妻世帯と同一世帯としての居住実態が見受けられ、単身世帯として行われた保護の申請が保護の要件を満たさないとして申請を却下しているが、次の理由により不当である。

- (1) 審査請求人は、前妻宅の離れで単身生活をしており、審査請求人の生活実態は、前妻世帯とは別であり、同一世帯として認定することは誤りである。
- (2) 審査請求人が前妻世帯と同一世帯であったとしても、その世帯として、保護の要件を満たすかどうか、処分庁には調査をすべき義務があり、必要な調査を行わず申請を却下したことは違法である。
- (3) 前妻世帯と同一世帯として認定されたとしても保護の要件を満たすと考えられる。

第2 認定事実および判断

1 認定事実

審査請求人から提出のあった審査請求書および処分庁から提出のあった関係資料によれば、次の事実が認められる。

平成13年頃 審査請求人が前妻と離婚。以後、前妻宅の離れで生活。
平成25年7月1日 審査請求人が[]に入院する。
平成25年7月8日 []病院職員と前妻が市役所にて生活保護の相談。
平成25年7月9日 審査請求人が処分庁に対して保護の申請をする。
平成25年7月10日 処分庁が主宅を訪問し、実地の調査を行う。
平成25年7月25日 処分庁が審査請求人に対して本件処分を行う。
平成25年9月17日 審査請求人が本件処分を不服として審査庁に審査請求書を提出する。

2 判断

本件処分は、処分庁が審査請求人と前妻世帯を同一世帯と認定し、単身世帯として行われた保護の申請が、保護の要件を満たさないとして、本件処分がなされたものであるから、法に基づく世帯の認定および保護の開始時の決定等についてそれぞれ検討を行う。

(1) 世帯の認定について

生活保護における世帯の認定について、法第10条は「保護は、世帯を単位として定めるものとする。但し、これによりがたいときは、個人を単位として定めることができる。」と規定し、保護の要否および程度を判断する場合の単位として世帯を原則とすることを定めている。

この法の原則における「世帯」は、主に生計の同一性に着目して、社会生活上、現に家計を共同にして消費生活を営んでいると認められるひとつの単位を指している。

これらを踏まえて本件をみると、処分庁が提出した関係資料によれば、審査請求人は、前妻との離婚後も前妻宅の離れに居住し、当該住居には、風呂、トイレ、炊事場などがなかったため、風呂、トイレは前妻宅を借り、また、ガスや水道も前妻宅のものを利用し、食事と一緒に摂ることもあるといった生活を12年もの長期にわたり続けていることが認められる。

なお、審査請求人に対する面接が行われていないことや、審査請求人と前妻世帯との生計が同一であったか判断するための消費財およびサービスの共同購入、消費の共同、家事労働の分担等について、処分庁の調査は不十分な点はあるものの、前記の事実からすれば、光熱水費や食費など生計同一にあったことが推察され、処分庁が審査請求人と前妻世帯を同一世帯として認定したことは、不当であるとは言えない。

(2) 保護の開始時の決定について

本件では、前記(1)により、審査請求人と前妻世帯が同一世帯であるため、審査請求人が単身世帯として行った保護の申請が保護の要件を満たさないとして、当該申請を却下しているが、このような理由により保護の申請を却下することができるとする法令等の定めはない。

保護の開始時の決定について、法第24条は「保護の実施機関は、保護の開始の申請があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、・・・」とされていることから、まず、保護を要するか否かを判定することとなる。また、保護の要否の判定は、保護

の受給要件を満たしているか否かの判断であり、単に生活が困窮していることに止まらず、資産および能力の活用その他法に定める義務の履行も要件としたうえで、保護の基準により定められた世帯の最低生活費と世帯の収入との対比によって決定するものであり、本件について、本来ならば、処分庁は、審査請求人と前妻世帯を同一世帯として認定していることから、その世帯として保護を要するか否かを判定すべきであった。

しかし、本件処分における保護の要否判定について、処分庁は、審査請求人と前妻世帯は同一世帯であると認定したものの、その世帯全員による最低生活費と世帯収入との対比および資産等の活用をもとに判断することなく、前妻世帯と同一世帯であり、単身世帯としての申請が保護の要件に満たさないことを理由として保護の申請を却下しており、このことは法第24条第1項に明らかに違反しているものである。

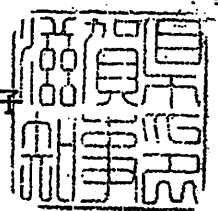
(3) 保護の開始について

本件審査請求のうち、同一世帯としても保護の要件を満たすと考えられるため保護を開始することを求める部分については、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第5項は、審査庁が処分庁の上級行政庁であるときは、審査庁は裁決で原処分を変更できると定めているところ、本件審査請求における審査庁滋賀県知事は処分庁  福祉事務所長の上級行政庁にあたらないことから、当該請求は不適法であって却下を免れない。

以上のとおり、本件審査請求のうち、本件処分の取消しを求める部分については、理由があり、その余の部分は不適法であることから、行政不服審査法第40条第1項および第3項の規定に基づき、主文のとおり裁決する。

平成 25年11月27日

審査庁 滋賀県知事 嘉田 由紀子



教示

この裁決に不服がある場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。

また、この裁決の取消しの訴えは、この裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に滋賀県を被告として（滋賀県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、この場合において、処分の違法を理由として取消しを求めることはできません。